

高松市監査委員告示第23号

地方自治法第199条第7項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告を、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和3年10月29日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	鍋	嶋	明	人
同	中	村	伸	一
同	杉	本	勝	利

# 監査結果報告書

(財政援助団体等監査)

(令和3年10月29日)

<監査対象団体等>


株式会社創裕



An audit committee member of Takamatsu city

 高松市監査委員

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

 087-839-2652

 [kansa@city.takamatsu.lg.jp](mailto:kansa@city.takamatsu.lg.jp)



# 令和3年度財政援助団体等監査の結果について

## 1 監査対象局（高松市香南楽湯を所管する局）

創造都市推進局（観光交流課 観光エリア振興室）

## 2 監査対象団体等（高松市香南楽湯の指定管理者）

株式会社創裕

## 3 所属別監査結果

	局及び団体等	指摘	意見	合計
1	創造都市推進局 （観光交流課 観光エリア振興室）	1	1	2
2	株式会社創裕	1	—	1
	合計	2	1	3

### 【指摘】

条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

### 【意見】

組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

## 4 監査実施期間

令和3年7月27日から同年10月6日まで

## 5 監査対象事務

	局及び団体等	監査対象事務
1	創造都市推進局 （観光交流課 観光エリア振興室）	令和2年度及び3年度において、指定管理者 株式会社創裕が行った、高松市香南楽湯の管理に係る出納その他の事務
2	株式会社創裕	令和2年度及び3年度において、指定管理者として行った、高松市香南楽湯の指定管理業務全般

## 6 監査の方法

前記監査対象事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

監査に当たっては、高松市香南楽湯を所管している創造都市推進局観光交流課 観光エリア振興室及び同施設の指定管理者である株式会社創裕から関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

## 7 監査の結果

監査の結果、監査対象局及び監査対象団体等の出納その他の事務については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められた。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、通知は、監査結果を公表した日から起算して6か月を経過する日の属する月の末日までを目途に行われたい。

今後とも、市民の信頼を得られるように、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努めるべきであることのほか、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

## 8 事情聴取（令和3年10月6日実施）の状況



# 高松市香南楽湯の指定管理について

## 1 高松市香南楽湯について

高松市香南楽湯は、高松市香南町横井997番地2に所在し、平成14年5月から、市民に健康増進、保養及び憩いの場を提供し、市民福祉の増進を図るとともに、観光振興等の拠点として、地元住民だけでなく、県内外の多くの方々に利用していただく保養観光施設として供用を開始した。

同施設は、平成21年4月から、株式会社創裕が指定管理者として管理・運営を行っており、31年3月31日、指定管理期間の満了に伴い実施された指定管理者候補者選定に係る審査の結果、同社が再選され、引き続き、令和6年3月31日までの5年間、管理・運営を担うこととなった。



## 2 指定管理者が行う業務内容

指定管理者である株式会社創裕が行う業務は、次のとおり。

- (1) 施設の運營業務
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 施設の使用申請に対する許可及び取消し等に関する業務
- (4) 施設利用の促進に関する業務

### 3 指定管理者の取組について

施設は、温泉のほか、ボディケア、レストラン、おみやげショップなどがあり、定期的な新聞広告やホームページ、インスタグラム等のSNSなど、あらゆる媒体を使って、イベントの告知や飲食新メニューの宣伝など、施設のアピールを行っている。

地元住民の憩いの場として、また、道の駅併設の温浴施設としての利点を生かし、遠方からの多くの利用者の疲れを癒し、地域の情報拠点として利用されている。



うるおいの「石の風呂」



やすらぎの「陽の風呂」

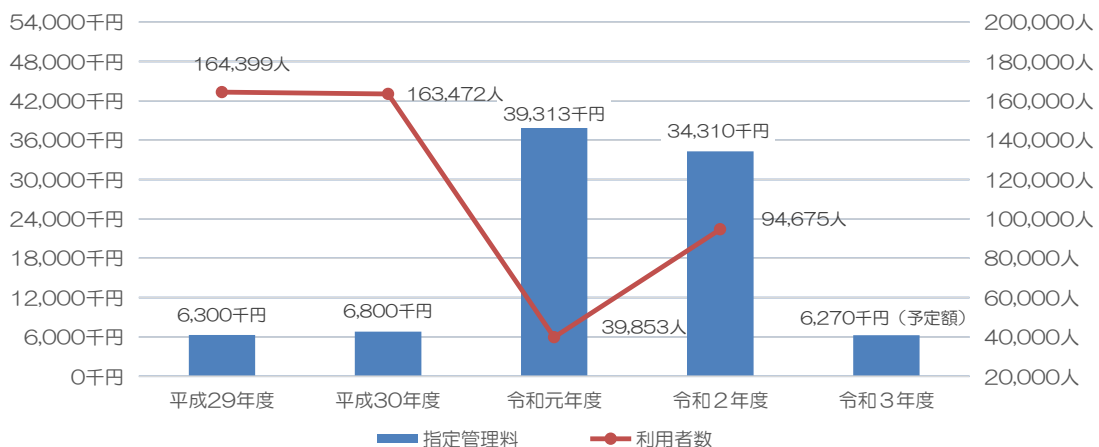


こうキャンアイス



おみやげショップ

### 4 指定管理料（管理経費の額）及び利用者数の推移



※令和元年度は大規模改修工事、2年度は新型コロナウイルス感染症拡大に伴う休業による影響を受けており、指定管理料にはその損失補てん額を含んでいる。

# 令和3年度財政援助団体等監査結果一覧

令和3年10月29日

結果No.	区分※	項目	公表文該当ページ	局及び団体等
1	指摘	所管課による指導監督体制について	P6	創造都市推進局 (観光交流課 観光エリア振興室)
2	意見	委託業務に係る適正な履行確認について	P7	
3	指摘	指定管理業務の適正な遂行について	P8	株式会社創裕

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したものの。

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたものの。

# 財政援助団体等監査結果

結果No.

No.1

監査実施年度／対象局

令和3年度／創造都市推進局

告示番号	高松市監査委員告示第23号	告示日	令和3年10月29日
所管課等	創造都市推進局 (観光交流課 観光エリア振興室)	区分	指摘
指摘の項目	所管課による指導監督体制について		
指摘する理由	<p>今回の監査において、所管課は、指定管理者が行う以下の業務が適正に遂行されているか、確認ができていなかった。</p> <p>(1) 施設利用者のアンケート結果及び当該意見等の業務改善への反映状況について、市への報告が十分にできていなかった。</p> <p>(2) 備品管理簿の作成について、持込備品及び市所有備品の区別はしていたが、持込備品管理簿及び市所有備品台帳が作成されていなかった。</p> <p>(3) 保守点検業務等について、実施回数や実施時期に、仕様書と相違があるものがあつた。</p> <p>(4) 再委託業務の委託先変更について、市の承認を得ずに変更していた。</p>		
指摘	<p>所管課は、指定管理者に協定書・仕様書等の遵守を徹底させるとともに、指定管理業務の遂行状況を把握し、必要に応じて仕様書の内容を協議するなど、指定管理者との連携に努め、指定管理業務が適正に実施されるよう指導監督体制を構築されたい。</p>		
根拠法令・通知等(1)	高松市香南楽湯指定管理者募集要項 13-(2)		
内容	<p>指定管理者は、施設利用者の利便性の向上を図る等の観点から、アンケートを実施することなどにより、施設利用者の意見や苦情等を聴取し、その結果及び当該意見等の業務改善への反映状況について、市への報告を求めます。</p>		
根拠法令・通知等(2)-1	高松市香南楽湯の管理に関する基本協定書 第14条		
内容	<p>乙は、管理業務の実施に当たり、乙の所有する備品を持ち込み、又は乙の経費で備品を購入した場合は、当該備品の名称、数量等を別に定める持込備品管理簿に記載するものとする。</p>		
根拠法令・通知等(2)-2	高松市香南楽湯指定管理者募集要項 4-(5)ア		
内容	<p>現に施設に配置している市所有の備品等は、無償貸与をします。ただし、備品(備品一覧参照)については、備品台帳等を備え、その保管及び管理をしなければなりません。</p>		
根拠法令・通知等(3)	高松市香南楽湯管理運営業務仕様書(抜粋)		
内容	<p>5 病虫害駆除業務(委託業務)…月1回の実施。(年間12回)</p> <p>6 ボイラー保守点検業務(委託業務)…年2回の点検実施。(6月・12月に実施)</p> <p>8 空調設備機器保守管理業務…年2回の点検実施。(6月・10月に実施)</p>		
根拠法令・通知等(4)	高松市指定管理者制度運用マニュアル 第1章第4節-1(2)イ		
内容	<p>第三者へ委託を行う業務については、委託先、期間、金額内容等を記した書面(様式自由)を、市長宛に提出し承認を受ける必要がある。</p>		



# 財政援助団体等監査結果

結果No.

No.2

監査実施年度／対象局

令和3年度／創造都市推進局

告示番号	高松市監査委員告示第23号	告示日	令和3年10月29日
所管課等	創造都市推進局 (観光交流課 観光エリア振興室)	区分	意見
意見の項目	委託業務に係る適正な履行確認について		
意見を付す理由	道の駅「香南楽湯」屋外トイレ等管理運営に関する委託業務について、収支精算書のみの提出となっており、清掃作業等の実施状況や経費を支払ったことが確認できる資料が添付されておらず、所管課による実績確認が十分に行われていなかった。		
意見	委託業務に係る履行確認については、清掃業務に係る実績報告の提出を求めるなど、業務の履行状況が適切に把握できるよう努められたい。		

# 財政援助団体等監査結果

結果No.

No.3

監査実施年度／対象団体等

令和3年度／株式会社創裕

告示番号	高松市監査委員告示第23号	告示日	令和3年10月29日
所管課等	株式会社創裕	区分	指摘
指摘の項目	指定管理業務の適正な遂行について		
指摘する理由	<p>指定管理業務のうち、以下の事項について、協定書や仕様書等を遵守していない不適正なものや所管課に対し必要な報告を行っていないものが見受けられた。</p> <p>(1) 施設利用者のアンケート結果及び当該意見等の業務改善への反映状況について、市への報告が十分にできていなかった。</p> <p>(2) 備品管理簿の作成について、持込備品及び市所有備品の区別はしていたが、持込備品管理簿及び市所有備品台帳が作成されていなかった。</p> <p>(3) 保守点検業務等について、実施回数や実施時期に、仕様書と相違があるものがあった。</p> <p>(4) 再委託業務の委託先変更について、市の承認を得ずに変更していた。</p>		
指摘	<p>指定管理業務について、協定書・仕様書等の関係規程を遵守できる業務体制を構築するとともに、所管課に対し、必要に応じて協議及び報告を行うなどの連携に努めることにより、指定管理業務を適正に遂行されたい。</p>		